

# 平成25年第7回教育委員会会議議事録

## 1 開催日時

平成25年5月29日(水) 午後3時30分～午後4時21分

## 2 開催場所

教育委員会会議室

## 3 出席者

教育委員	委員長	沖田	道子
	職務代理	小尾	一彦
	委員	瀧本	洋次
	委員	早津	聡子
	教育長	飯田	晴義
事務局	教育部長	羽磨	知成
	学校教育課長	川瀬	康彦
	生涯学習課長	澤部	紀博
	図書館長	長谷	繁
	給食センター所長	坂口	惣一郎
	総務係長	向井	克久
	学校教育係長	佐藤	勝博
	学校教育推進員	吉村	泰之

## 4 議事

議案第29号 幕別町教育研究所規程の一部を改正する規程

議案第30号 幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

議案第31号 幕別町立幼稚園入園料及び保育料減免要綱の一部を改正する要綱

議案第32号 平成25年度幕別町一般会計補正予算の要求について

議案第33号 幕別町社会教育委員の委嘱について

議案第34号 幕別町生涯学習中期計画策定審議会委員の委嘱について

議案第35号 幕別町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第36号 幕別町生涯学習中期計画案の策定について(諮問)

議案第37号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

5 議事概要 次のとおり

**沖田委員長** 只今から第7回教育委員会会議を開会いたします。本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1会期の決定についてお諮りします。本日一日限りとすることにご異議はありませんか。

(異議なし)

**沖田委員長** 会期は、本日一日限りと決しました。

次に日程第2会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に2番早津委員、4番小尾委員を指名いたします。

次に日程第3前回会議の承認であります。第6回教育委員会会議について、別紙議事録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

**沖田委員長** 異議なしと認め、第6回教育委員会会議を承認いたします。

次に日程第4事務報告についてお願いいたします。

**教育部長(羽磨知成)** 特にありません。

**沖田委員長** 事務報告がないようですので、次に議件に入ります。

日程第5議案第29号幕別町教育研究所規程の一部を改正する規程について説明を求めます。

**学校教育課長(川瀬康彦)** 議案第29号幕別町教育研究所規程の一部を改正する規程について、ご説明申し上げます。

議案書は1ページとなります。教育公務員特例法第17条の規定により、市町村教育委員会が本務の遂行に支障がないと認める場合には、教職員が教育研究団体等の職を兼ね、事務に従事することができることとされています。幕別町においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の趣旨に基づき、教育の専門的事項の研究及び教職員の研修の実施を目的に幕別町教育研究所を設置し、所長を教育委員会が、副所長及び所員を教育長がそれぞれ任命するとともに、必要に応じて置くことができる研究員を所長が委嘱しているところであります。しかしながら、本研究所が担う役割の重要性等を勘案し、すべての職員を教育委員会又は教育長が任命することで、教育委員会が兼職を認めていることを明確にし、教職員が教育公務員として職責を遂行するため行う研究と修養等を奨励するとともに、教職員の服務等の厳正な保持に努めることとするため、本規程において所要の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。別紙1枚ものの、議案第29号説明資料新旧対照表をご覧ください。まず、第2条についてですが、法律の公布番号を追加しているものでございます。

次に第5条についてですが、第2号中の「幕別町教育委員会教育長」を「幕別町教育委員会」に改め、同条第3号「が委嘱」を「の推せんするにより幕別町教育委員会教育長が任命」に改めるものであります。

また、第6条の任期についてでございますが、現行第1項の次に「研究員の任期は1年以内で、かつ一会計年度を超えないものとする。ただし、再任を妨げない。」という条文を加え第2項とし、現行第2項を繰り下げて第3項とするものであります。

ここで、議案書の1ページにお戻りいただきたいと思っております。附則におきまして、この規程は平成25年6月1日から施行するものとし、ただし、第5条第2号の改正規程は、平成26年4月1日から施行するものとなります。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

**沖田委員長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

**沖田委員長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第 29 号について原案通り可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**沖田委員長** 異議なしと認め、議案第 29 号については原案通り可決いたしました。

次に日程第 6 議案第 30 号幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱の一部を改正する要綱について説明を求めます。

**学校教育課長(川瀬康彦)** 議案第 30 号幕別町私立幼稚園就園奨励費補助金等交付要綱の一部を改正する要綱について、ご説明申し上げます。

議案書は 2 ページから 4 ページとなります。本補助金につきましては、私立幼稚園に通う子どもの保護者の経済的負担の軽減、公私間格差の是正を図るものとして、国で定めず基準に準じて要綱を定め、交付いたしているものでありますが、今般、国の基準が改正されましたことから、本町における本要綱について所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、所得階層区分に応じた補助限度額を国の基準と同様とすべく、別表第 1、別表第 2 を別紙のとおり改めるとともに、注意書きとして園児が途中退園した場合においても、在籍月数に応じて限度額を算出し減額する旨を明記したものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。別冊の議案第 30 号説明資料新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず、別表第 1 につきましては、既存の区分表をローマ数字により 4 階層に分け、さらに新たな区分として上記区分以外の世帯を設け、第 3 子以降の補助限度額に対応すべく、年額 308,000 円として追加するものでございます。また、補助限度額については、第 IV 階層の第 1 子に係ります補助限度額を除き、各々 2 千円から 3 千円を引き上げ、それぞれ表のように改めるものでございます。さらに表の下に注 1 を加え、子どもの人数により補助基準を変動させ、多子世帯に配慮した簡便な調整方式の補助対象経費に対して国庫補助を実施されることに伴い、別表第 1 については、市町村民税の所得割課税額が夫婦片働きと 16 歳未満の子ども 2 人の世帯の場合の金額であるため、それ以外の世帯構成である場合などにおいて市町村民税の所得割課税額を、Ⅲ階層並びにⅣ階層において算出し直し、補助限度額を適用させるものとしており、説明資料の 2 ページ目となりますが、現行要綱の注 3 について、「途中入園により」の次に「又は途中退園」を追加するものとして注 4 とし、途中入園した場合に加え、途中退園した場合においても、在籍月数に応じて限度額を算出して減額をすることを明記するものでございます。

次に説明資料の 2 ページ目をお開きください。別表第 2 についてでございますが、第 1 表同様、既存の区分表をローマ数字により 4 階層に分け、各々 2 千円から 3 千円を引き上げ、それぞれ表のように改めるものでございます。また、表の下の注 1 の追加等につきましては、別表第 1 と同様であります。

ここで、議案書の 4 ページにお戻りいただきたいと思っております。附則におきまして、この要綱は公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用するものと規定するものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

**沖田委員長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

**瀧本委員** 理解するのに時間がかかるのですが、この補助金というのは国の基準に合わせるということなんですけれども、国庫からのお金が主体でこの金額がそれぞれ定まってくる

という理解でよろしいでしょうか。

**学校教育課長(川瀬康彦)** 国の基準に合わせてこちらの方も定めるということになります。

**瀧本委員** こういう風に上げたことによって、私立に通っている親御さんが負担する金額に差が出てくる状態はおきますか。

**学校教育係長(佐藤勝博)** こちらの幼稚園就園奨励費補助金は、町内に住んでいるお子さんが私立幼稚園に通っている方が全て対象になりますから、町内の幼稚園に関わらず、帯広市等含めて通っている幼稚園が全て対象になり、それぞれの幼稚園で入園料保育料を設定しております。金額はそれぞれ違うのですが、大体、入園料は町立であれば3千円、帯広の幼稚園ですと35千円から40千円程度です。金額でいうと12倍から13倍程度違う、保育料についても町立だと7千円、帯広の幼稚園だと15千円から20千円と、2倍から3倍程度違うと、これくらい町立と私立で差があります。

例年ですが、国の基準額に準じて補助限度額を毎年見直ししています。今回の改正にあたっては、多子世帯、特に3人以上お子さんがいる家庭に手厚く配慮をされていて、今までは所得基準があったのですが、今回からは園児3人目からは所得基準をなくし、全く親御さんの負担をなくすというイメージでの改正がなされています。併せて、年少扶養控除の見直しによりまして、そのことも考慮した改正になっております。ですので、実際に親御さんが負担する金額については、これまでより増えるということとは全くゼロではないが、少しでも軽減するという意向の見直しとなっております。

国庫負担については、これだけ区分毎の金額が増額となっているので、今回の私立幼稚園の方でいうと平成24年度の対象者ベースで町の方でいうと、約1,100千円の金額が増額になる予定であります。この補助は、国が1/3の国庫補助で、残りの2/3を町の方で負担している内容なんですけれども、町の2/3の負担額が1,100千円程度が増額になる見込みと予想しております。すでに25年度の予算措置の段階で見込んで予算要求をさせていただいているので、すでに予算措置済という状況でございます。

**瀧本委員** 私立幼稚園ということになると、町として補助金という交付をする中で私立なら適正であるかどうかという判断、認可されてないところに補助とか報道よくありますけども、そういった確認作業は行っているのでしょうか。

**教育部長(羽磨知成)** あくまでも、学校法人に基づく私立幼稚園入園者への補助ということでございます。

**沖田委員長** その他何かございますか。

(ありません)

**沖田委員長** お諮りいたします。議案第30号について原案通り可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**沖田委員長** 異議なしと認め、議案第30号については原案通り可決いたしました。

次に日程第7議案第31号幕別町幼稚園入園料及び保育料減免要綱の一部を改正する要綱について説明を求めます。

**学校教育課長(川瀬康彦)** 議案第31号、幕別町立幼稚園入園料及び保育料減免要綱の一部を改正する要綱につきましてご説明申し上げます。

議案書は5ページであります。要綱につきましては、町立わかば幼稚園に就園する園児の保護者で所得が低い世帯の経済的負担の軽減を図るため、入園料、保育料を減免するものでありまして、今回の改正では、議案第30号の改正と同様に、別表第1、別表第2を別紙のとおり改めるとともに、注意書きとして園児が途中退園した場合においても、在籍月数に応じて限度額を算出し減額する旨を明記したものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。別紙1枚ものの議案第31号説明資料新旧対照表をご覧くださいと思います。別表第1につきましては、新たな区分として上記区分以外の世帯を設け、第3子以降の補助限度額に対応すべく、年額79,000円を追加するものでございます。また、表の下の注3において、「途中入園により」の次に「又は途中退園」を追加するものとし、途中入園した場合に加え、途中退園した場合においても、在籍月数に応じて限度額を算出して減額をすることを明記するものでございます。裏面の別表2につきましては、小学校1年から3年生の兄・姉がいる場合の第2子、第3子以降の減免額の表であります。別表第1と同様に、表の下の注3について、「途中入園により」の次に「又は途中退園」を追加するものとし、途中入園した場合に加え、途中退園した場合においても、在籍月数に応じて限度額を算出して減額をすることを明記するものでございます。

議案書5ページにお戻りいただきたいと思います。附則において、この要綱は公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用すると定めるものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

**沖田委員長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

**沖田委員長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第31号について原案通り可決することに異議ありませんか。

(異議なし)

**沖田委員長** 異議なしと認め、議案第31号については原案通り可決いたしました。

次に日程第8議案第32号平成25年度幕別町一般会計補正予算の要求について説明を求めます。

**教育部長(羽磨知成)** 議案第32号平成25年度幕別町一般会計補正予算の要求について、ご説明申し上げます。

議案書は6ページでございます。今回の補正につきましては、10款、教育費の予算に、99万8千円を追加し、総額を11億9,693万4千円と定めるものでございます。

5項、社会教育費、10目、百年記念ホール管理費、99万8千円の追加でございます。幕別町百年記念ホールは指定管理により運営しているところでありますが、指定管理の協定書第23条において指定管理料の変更について規定しており、燃料費と電気料については、当初の基準額に対し5%を超える変動があった場合は、協議の上、5%を超えた部分について次年度に指定管理料を変更することができる、と規定しているところであります。百年記念ホールの燃料であります重油につきましては、平成20年度に1リットルあたり70円の基準額を設定しておりましたが、平成24年度の納品実績が1リットルあたり平均89.53円となり、平成20年度比27.9%の増と、基準額の5%を大きく超える状況になりました。平成24年度予算では、一定程度の燃料単価の上昇を見込んでおりましたが、その額を上回りましたことから、5%を超えた分と当初予算で見込んだ分との差額であります99万8千円を、今回、町に対して補正予算の要求をしようとするものであります。なお、電気料につきましては、5%を超える差が生じなかったことから予算の補正はありません。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

**沖田委員長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

**沖田委員長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第32号について原案通り可決することに異議ありませんか。

(異議なし)

**沖田委員長** 異議なしと認め、議案第 32 号については原案通り可決いたしました。

次に日程第 9 議案第 33 号幕別町社会教育委員の委嘱について説明を求めます。

**生涯学習課長(澤部紀博)** 議案第 33 号幕別町社会教育委員の委嘱についてご説明申し上げます。

議案書 7 ページをご覧くださいと思います。社会教育委員は、社会教育法第 15 条において、市町村に社会教育委員を置くことができるとされており、本町では、幕別町社会教育委員に関する条例第 2 条及び 3 条において、委員の定数や任期などを規定しているところであります。

委員の構成は、1 号委員の学校教育関係者、2 号委員の社会教育関係者、そして 3 号委員の学識経験のある者の 3 つの区分により構成しているところであります。この度提案させていただきました委員の委嘱につきましては、委員の任期途中でありますが、第 2 号委員の西田 由美子さんが特定非営利活動法人まくべつ町民芸術劇場の理事を降りられましたことから新たに二ツ山 智さんを委嘱しようとするものであります。同じく第 2 号委員の牛尾 義美さんが幕別町 P T A 連合会の会長を降りられましたことから、新たに佐賀野 孝さんを委嘱しようとするものであります。それから、第 3 号委員の横山 渡さんにつきましては、4 月 23 日に一身上の都合により辞任されましたことから、変わりました途別にお住まいの加藤 広規さんを新たに委嘱しようとするものであります。委員構成としましては、15 名のうち女性が 6 名となっており、委員の平均年齢は 53 歳になります。地区別には、委員の住所地になりますが、幕別地区 2 名、西幕別地区 7 名、南幕別地区 2 名、忠類地区 3 名、帯広市 1 名となります。なお、委員の任期につきましては 6 月 1 日から、前任者の残任期間であります平成 26 年 5 月 29 日までとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**沖田委員長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

**沖田委員長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第 33 号について原案通り可決することに異議ありませんか。

(異議なし)

**沖田委員長** 異議なしと認め、議案第 33 号については原案通り可決いたしました。

次に日程第 10 議案第 34 号幕別町生涯学習中期計画策定審議会委員の委嘱について説明を求めます。

**生涯学習課長(澤部紀博)** 議案第 34 号幕別町生涯学習中期計画策定審議会委員の委嘱についてご説明申し上げます。

議案書 8 ページをご覧くださいと思います。生涯学習中期計画策定審議会委員の委嘱につきましては、4 月 30 日開催の教育委員会会議において可決いただきました幕別町生涯学習中期計画策定審議会要綱において、審議会委員は社会教育委員をもって充てる、委員の委嘱は教育委員会が行うとしたことにより行うものであります。先ほどの議案第 33 号幕別町社会教育委員の委嘱において、社会教育委員 3 名の委嘱について可決いただきましたことから、議案にありますように社会教育委員 15 名を生涯学習中期計画策定審議会委員として委嘱するものであります。なお、任期につきましては、本年 6 月 3 日から来年 3 月 31 日までであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**沖田委員長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

**沖田委員長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第34号について原案通り可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**沖田委員長** 異議なしと認め、議案第34号については原案通り可決いたしました。

次に日程第11議案第35号幕別町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について説明を求めます。

**学校給食センター所長(坂口惣一郎)** 議案第35号幕別町学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてご説明申し上げます。

議案書9ページをご覧ください。学校給食センター運営委員会の委員構成につきましては、学校代表者が5人、父母代表者が5人、公募によるものが3人の計13人となっております。この度、4月1日付の教職員の人事異動及び、学校のPTAの役員改選によりまして、2人の運営委員の欠員が生じたので、議案書に載っております1番牧田氏、2番石割氏を委嘱するものであります。任期につきましては、前任者の残任期間であります、平成26年5月31日までとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

**沖田委員長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

**沖田委員長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第35号について原案通り可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**沖田委員長** 異議なしと認め、議案第35号については原案通り可決いたしました。

次に日程第12議案第36号幕別町生涯学習中期計画案の策定の諮問について説明を求めます。

**生涯学習課長(澤部紀博)** 議案第36号幕別町生涯学習中期計画(案)の策定の諮問についてご説明申し上げます。

議案書10ページをご覧くださいと思います。本件は、幕別町生涯学習中期計画策定審議会に、第5次幕別町生涯学習中期計画案の策定について諮問するものであります。本町の生涯学習の推進につきましては、平成21年度から平成25年度までの5年間を期間とする第4次幕別町生涯学習中期計画に基づいて進めてきたところであります。しかし、近年、少子高齢化や国際化が進み、高度情報化や地球規模での環境問題、さらには産業構造の変化など、社会情勢の変化は著しいものがあり、こうした中、自ら学び、自ら考え、たくましく生きる子どもたちの育成、そして、町民が生涯にわたって共に学び、共に教えあい、明日への幕別町の人づくり、地域づくりを担うべく、生涯学習に対する充実が求められています。このようなことから、新たな時代に対応した生涯学習の方向性を計画的に進めるため、第5次幕別町生涯学習中期計画案の策定を求めるものであります。

策定に当たりましては、考慮いただきたい事項を付しておりまして、1つ目には、第5期幕別町総合計画及び幕別町教育目標に沿ったものであること。2つ目には、計画期間を平成26年度から平成30年度までの5年間とすることとしております。なお、答申につきましては、平成26年3月31日までとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**沖田委員長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

**沖田委員長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第36号について原案通り可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

**沖田委員長** 異議なしと認め、議案第36号については原案通り可決いたしました。

次に日程第13議案第37号要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定につきましては、プライバシー保護のため、秘密会といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

**沖田委員長** 秘密会といたします。

**沖田委員長** 秘密会をときます。

他に何かございませんか。

**小尾委員** 過日、南幕地域に伺っている中で、糠内中学校の体育館を新築するという事なんですけれども、体育館の完成は3月末ということなんですけれどもそこで、地域の方から糠内中学校の卒業式の会場をなんとか、体育館で行っていただきたいということなんですけれども、なんとか完成を早めることは出来ないのでしょうか。

**教育部長(羽磨知成)** 工期で言いますと、3月25日までというのがギリギリでございます。確かに住民の思いは理解できますが、それ以上に工期が早くなればできるのですが、確約はできません。

もう1点は、夏休み中に解体工事を予定していますが、可能であればそれを早めるということも選択肢の1つにあるかと思いますが、学校の授業等もありますので、そういったことも考慮しますと、難しいと思いますがこの辺も含めて再検討させていただければと思います。

**沖田委員長** 可能性もあるかもしれないということでしょうか。

**教育部長(羽磨知成)** はい。

**沖田委員長** 工期は1度決められると、あまり移動できないですね。

**教育部長(羽磨知成)** 工事の安全性の確保、工事の完成度の高さを考えるとある程度の工期は必要なので、無理に進めると、そういったところに歪がでてくるかもしれないです。

**小尾委員** 体育館を解体した後から使用できない間、糠内中学校の生徒はどうしていくのか。

**教育部長(羽磨知成)** 糠内小学校と打ち合わせをし、そちらを使用していくことになると思います。

**小尾委員** 夏休み前からというのは厳しいんですか。

**教育部長(羽磨知成)** そこも含めて、先程のことも含めて検討させていただきたいと思います。

**沖田委員長** 他に何かございますか。

**学校教育課長(川瀬康彦)** ここで体罰について、ご報告申し上げます。先にマスコミ等で報道されておりますが、文部科学省が4月末に公表した体罰の緊急事態調査第1次報告によりますと、今年1月までの10か月間に十勝管内で報告された教職員による子どもへの体罰件数は2件でした。また、全道では、北海道教育委員会分が15件、札幌市教育委員会分が6件でした。この調査は、大阪市立桜宮高校で体罰を受けた生徒が自殺した問題を受けて、文部科学省が全国の小・中・高校などに指示して実施され、学校や保護者などからの報告を受けて教育委員会が把握した件数を、1次報告として公表したものです。

当町では、この第1次調査については、該当事案なしということで、北海道教育委員会に報告をしているところですが、この後に行われました第2次調査、すなわち、教職員・生徒・保護者へアンケート調査を実施しましたところ、体罰と思われるとの回答が23件



あったところです。

これを受けまして、町教委で事前調査を実施したところ、23件中16件が体罰の事実はないということが判明しました。さらに残りの7件については、学校における再調査事案として、関係学校長が再調査を実施したところ、6件については体罰に該当しないことが判明しましたが、1件については体罰に該当すると判断できるものとなりました。この1件について確認した内容は、部活動中、顧問教師が生徒の頭を平手で1回叩いたというものです。しかし、この件につきましては、生徒にケガはなく、さらに教師・生徒・保護者の間では、既に解決済みの事案となっております。なお、この2次報告における調査期間は、平成25年3月18日から平成25年5月13日までの約2カ月間を要しており、この結果については、北海道教育委員会に報告しているものです。

以上でございます。

**沖田委員長** 何か質疑等ございますか。

**瀧本委員** 1件の方が、頭を平手で殴ったが、保護者含め解決済みとありますがそういう風に単純に理解して良いのでしょうか。

**教育部長(羽磨知成)** 問題は保護者が理解しているということではなく、叩いたという事実です。保護者や子どもが理解しているということは今回、関係なく、事実行為の体罰を認定とするものであります。

**瀧本委員** 解決済みと理解して良いのでしょうか。

**教育部長(羽磨知成)** それは、そうです。

**早津委員** 生徒、保護者の方は叩かれたことについては、何とも思っていなかったのでしょうか。

**教育部長(羽磨知成)** そういう事があったというのは受け止めているが、そのことによって先生に不利な立場になるならという事で、子どもに対するケアをということで、内面にかかる難しい問題だなと思います。

**沖田委員長** その他何かございますか。

(ありません)

**沖田委員長** それでは、以上をもちまして本日の議事日程の全てが終了いたしましたので、第7回教育委員会会議を閉じます。